

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇神社に関する事業変更及び事業報告等の関係書類全部（国税庁、宮内庁、神社本庁統理）からの指適要綱伺い報告書類含む）過去5年間 県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む 東部県税局、総務課、税務課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月4日、実施機関は、本件請求に対し、〇〇神社に関する国税庁、宮内庁、神社本庁統理）からの指摘要綱伺い報告書類含む（過去5年間）（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書を保有していないとして、条例第12条第3項の規定により、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年8月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来出すべき書類、県に提出している書類（事務所備付け書類）の記載している書類を全て出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次

のとおりである。

1 公文書公開請求の内容について

審査請求人から公文書公開請求があり、審査請求人に対し〇〇総合県民局担当者が聞き取りを行い、請求内容について、〇〇神社に関する①事業変更及び事業報告等の関係書類全部（過去５年間）、②国税庁、宮内庁、神社本庁ウ統理からの指摘要項伺い報告書類含む（過去５年間）及び③県報に事業変更及び主及び役員の変更届含む（過去５年間）であることを確認した。

2 公文書公開請求拒否決定処分について

本件請求のうち、②〇〇神社に関する国税庁、宮内庁、神社本庁ウ統理からの指摘要項伺い報告書類含む（過去５年間）については、保有していないため、実施機関は本件請求に係る公文書を保有していないとし、条例第７条第２号の規定により公開請求を拒否したものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人から、審査請求書において「本来出すべき書類県に提出している書類（事務所備付け書類）の記載している書類を全て出せ」との主張がなされている。公文書公開請求に係る処分は、②〇〇神社に関する国税庁、宮内庁、神社本庁ウ統理からの指摘要項伺い報告書類含む（過去５年間）について行ったものであり、宗教法人から県に提出された事務所備付け書類（の写し）は、本件請求の公開対象となる公文書ではない。

第５ 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和３年３月３１日	諮問
令和７年５月２８日 第１部会（第２３回）	審議
同年 ６月２５日 第１部会（第２４回）	審議

第６ 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、宗教法人〇〇神社に関する①事業変更及び事業報告等の関係書類全部、②国税庁、宮内庁及び神社本庁統理からの指摘要綱（伺い及び報告書類を含む。過去５年間分）（以下「請求事項２」という。）及び③県報に登載した事業変更並び

に神主及び役員の変更に関して実施機関が保有する公文書のうち、総務課において保有するものの公開を求めるものである。

審査請求人は、宗教法人〇〇神社から提出された事務所備付け書類に記載している書類に不足がある旨主張しているが、本件処分は国税庁、宮内庁及び神社本庁統理と県とのやり取りに関する公文書について行われたものであり、宗教法人から県に提出された書類に関する主張は、本件審査請求とは無関係なものである。

実施機関は公文書公開請求書の請求事項２のとおり本件請求に係る公文書を特定しているから、当該公文書の特定は妥当なものとして、公文書の保有の有無を以下検討する。

2 公文書の保有の有無について

宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的としている（第１条第１項）。

宗教法人法の施行を含む宗教に関する行政事務は、文部科学省に設置された文化庁において行われており（文部科学省設置法（平成１１年法律第９６号）第２６条）、宗教法人法の所轄庁として都道府県が行う事務は第一号法定受託事務とされているから（同法第８７条の２）、宗教法人〇〇神社に関し、文化庁と所轄庁である総務課との間での一定のやり取りはありうところである。

しかし、国税庁（その地方支分部局を含む。）は、国税の賦課徴収を行う行政機関であり、国税に関する調査について必要があるときは、官公署に当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる（国税通則法（昭和３７年法律第６６号）第７４条の１２第１項）とされているから、国税庁と県との間でやり取りをすることも想定されないわけではないが、宗教法人〇〇神社について県が保有する書類は、宗教法人法に基づく提出書類であり、審査会において同法人から県に提出された事務所備付け書類を見分したところ、当該書類は国税に関する調査に関し参考となるようなものとは認められなかった。

宮内庁は、皇室関係の国家事務及び天皇の国事に関する行為に係る事務をつかさどっており（宮内庁法（昭和２２年法律第７０号）第１条第２項）、宗教法人〇〇神社について県とやり取りをすることは、通常は考えられない。

また、神社本庁の宗教法人法上の所轄庁は文部科学大臣であり、所轄庁ではない総務課と神社本庁との間でやり取りを行うことは、通常は考えられない。

したがって、本件請求に係る公文書が存在する旨審査請求人が主張しているとしても、当該主張はこれを採用することができず、当該公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	